薬学関係	一〇〇―一九九	一二	二〇〇―四〇〇	一四	八〇―一五九	七	一六〇―二四〇	八
家政関係	一〇〇―一九九	八	二〇〇―四〇〇	一〇	八〇―一五九	五	一六〇―二四〇	六
美術関係	一〇〇―一九九	八	二〇〇―四〇〇	一〇	八〇―一五九	五	一六〇―二四〇	六
音楽関係	一〇〇―一九九	八	二〇〇―四〇〇	一〇	八〇―一五九	五	一六〇―二四〇	六
体育関係	一〇〇―一九九	一〇	二〇〇―四〇〇	一二	八〇―一五九	七	一六〇―三二〇	八
保健衛生学関係（看護学関係）	一〇〇―一九九	一〇	二〇〇―四〇〇	一二	―	―	―	―
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	一〇〇―一九九	一二	二〇〇―四〇〇	一四	八〇―一五九	七	一六〇―三二〇	八

備考

一　収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

二　この表に定める教員数のおおむね四割以上は実務の経験等を有する専任教員とする。

三　二以上の学科で組織する学部における教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表又は(1)の表の下欄から算出される教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される教員数とする。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第一　学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

イ　［略］

ロ　医学又は歯学に関する学部に係る専任教員数

学部の種類＼収容定員	［略］
医学関係	［略］
歯学関係	［略］

備考

一～三　［略］

四　この表に定める専任教員数は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る専任教員数とし、その他の学科を置く場合に係る専任教員数については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める教員数と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイ(1)又は(2)の表に定める教員数の合計数とする。

別表第二　大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

大学全体の収容定員	［略］
専任教員数	［略］

備考

一　（略）

二　収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる。

三～五　［略］

改正前

別表第一　学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

イ　［略］

ロ　医学又は歯学に関する学部に係るもの

学部の種類＼収容定員	［略］
医学関係	［略］
歯学関係	［略］

備考

一～三　［略］

四　この表に定める専任教員数は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る専任教員数とし、その他の学科を置く場合に係る専任教員数については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める教員数と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイの表に定める教員数の合計数とする。

別表第二　大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

大学全体の収容定員	［略］
専任教員数	［略］

備考

一　（略）

［号を加える］

二～四　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。